

## 人事院会議議事録

会議日

令和8年3月26日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官

(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官

(説明員) (給与局)

伊藤給与第二課長、井手給与第三課長、  
仲田生涯設計課長

議題

人事院規則9-7（俸給等の支給）等の一部改正について

議事の概要

- 議題「人事院規則9-7（俸給等の支給）等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 人事院規則 9-7（俸給等の支給）等の一部改正について

令和 8 年 3 月 26 日  
給 与 局

令和 8 年度予算に係る組織改正、諸手当改定等に伴い、以下の人事院規則の一部改正を行うこととする。

## 1 人事院規則 9-7（俸給等の支給）

サイバー通信情報監理委員会が新設されることに伴い、同委員会に係る支給定日を毎月 16 日と定める。

## 2 人事院規則 9-17（俸給の特別調整額）

俸給の特別調整を行う官職等を定めた別表第 1 について、公布日・施行日別に以下の改正を行う。

## (1) 人事院規則 9-17-175

## ・サイバー通信情報監理委員会

サイバー通信情報監理委員会が新設されることに伴い、同委員会に係る号を設け、同委員会事務局の代表官職として課長をⅠ種、室長をⅡ種として規定する。また、改正附則において、人事院規則 1-57（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）について、所要の改正を行う。

## ・海上保安庁

東京湾海上交通センターの所長について、Ⅰ種適用を認めることに伴い、区分欄の規定を整備する。

## (2) 人事院規則 9-17-176

## ・内閣府

総合海洋政策推進事務局に参事官が新設されることに伴い、同事務局の代表官職として参事官をⅠ種として規定する。

## ・警察庁

財務捜査研修センター及び取調べ技術総合研究・研修センターが廃止され、財務捜査・取調べ技術研修研究センターが新設されることに伴い、組織欄を改正するとともに、同センターの代表官職として所長をⅢ種、主任教授をⅣ種として規定する。

## ・国土交通省

北海道開発局にⅡ種の調整官が新設されることに伴い、区分欄の規定を整

## 【機密性2情報】

備する。

### 3 人事院規則9—30（特殊勤務手当）

#### (1) 狭あい箇所内等検査作業手当（第17条）

海上保安庁装備技術部又は管区海上保安本部船舶技術部若しくは警備救難部に所属する職員が行う船舶の建造の監督及び修繕の監督の業務を狭あい箇所内等検査作業手当の適用対象とする改正を行う。

#### (2) 災害応急作業等手当（第19条）

災害応急作業等手当の支給額を引き上げる改正を行う。

#### (3) 航空管制手当（第23条）

航空交通管制部に所属する職員が行う航空交通管制部における航空路管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）に係る航空管制手当の支給額を引き上げる改正を行う。

#### (4) 船員作業手当（第31条の2）

教育職俸給表(一)適用職員を船員作業手当の適用対象とする改正を行う。

### 4 人事院規則9—54（住居手当）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の一部改正に伴い、在外公館に勤務する職員に対して留守宅に係る住居手当を支給することから、同手当の権衡職員の範囲について所要の改正を行う。

### 5 人事院規則9—55（特地勤務手当等）

官署の新設（福島復興局福島復興浜通りセンター（復興庁））及び官署周辺の実情の変更（札幌開発建設部空知川河川事務所金山ダム管理支所（国土交通省））に伴い、特地官署及び準特地官署を規定している別表第1及び第2の改正を行う。

### 6 人事院規則9—123（本府省業務調整手当）

手当の支給対象となる国の行政機関の内部部局を定めた第2条について、サイバー通信情報監理委員会が新設されることに伴い、同委員会の事務局を追加する改正を行う。

### 7 人事院規則11—11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）

#### (1) 管理監督職に含まれる官職（第2条）

・厚生労働省及び原子力規制委員会

人事運用に支障が生じないように、管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象とする官職を追加指定する必要があるため、地方厚生局等及び原子力規制庁の官職を規定する改正を行う。

#### (2) 特定管理監督職群を構成する管理監督職（第12条）

## 【機密性2情報】

### ・総務省

人事運用に支障が生じないように、特定管理監督職群を構成する管理監督職を追加指定する必要があるため、管区行政評価局等の特定管理監督職群に個別官職を規定する改正を行う。

### 【公布日・施行日】

2(2)・3・4以外：令和8年4月1日公布・施行

2(2)・3：令和8年度当初予算成立日の翌日（令和8年度当初予算が令和7年度内に成立した場合は、令和8年4月1日）公布・施行（3は令和8年4月1日適用）

4：令和8年4月1日公布・施行（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が令和8年度に成立した場合は、法律公布日の翌月の初日（公布日が1日の場合は当該公布日）公布・施行）

### ※ 人事院公示の一部改正

上記3、4及び6の改正に併せて、人事院の権限及び所掌事務の委任について定めた人事院公示（昭和38年人事院公示第5号）の一部改正を行う。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一七（俸給等の支給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一七―二三

人事院規則九一七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第一条の四関係）		別表（第一条の四関係）	
職員の属する組織の区分	支給定日	職員の属する組織の区分	支給定日
（略）	十六日	（略）	十六日

カジノ管理委員会

サイバー通信情報監理委員会

(略)

(略)

(略)

カジノ管理委員会

(略)

(略)

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一―一七―一七五

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した表で改正前欄にこれに対応する表を掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一〇九（略）	別表第一（第一条関係） 一〇九（略）

十 サイバー通信情報監理委員会

事務局	組織	官職	区分
課長	室長（人事院の定めるものに限る。）	一種	二種

十一～四十一 (略)

四十二 海上保安庁

海上交通センター	組織	官職	区分
所長	(略)	(略)	三種（人事院が別に定

(新設)

十～四十 (略)

四十一 海上保安庁

海上交通センター	組織	官職	区分
所長	(略)	(略)	三種

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一―五七の一部改正)

四十三 ～ 四十五	(略)						
	(略)	(略)					
	(略)	(略)	種	は	一	つ	合
四十二 ～ 四十四	(略)						
	(略)	(略)					
	(略)	(略)					

第二条 人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中</p> <p>「十四」 デジタル庁</p>	<p>（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中</p> <p>「十三」 デジタル庁</p>

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いてい る職員で構成	審査官	一種	二種	企画官（人事院の定めるものに限る。）	当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いてい る職員で構成	組 織
						官 職

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いてい る職員で構成	参事官	一種	二種	企画官（人事院の定めるものに限る。）	当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いてい る職員で構成	組 織
						官 職

される組織

とあるのは、

「十四」 デジタル庁

組 織	官 職	区 分
デジタル庁設 置法（令和三 年法律第三十 六号）第十三 条第一項に規 定する職又は 当該職のつか さどる職務の 全部若しくは	審議官 参事官 企画官（人 事院の定 めるもの に限る。）	一 種 二 種

される組織

とあるのは、

「十三」 デジタル庁

組 織	官 職	区 分
デジタル庁設 置法（令和三 年法律第三十 六号）第十三 条第一項に規 定する職又は 当該職のつか さどる職務の 全部若しくは	審議官 参事官 企画官（人 事院の定 めるもの に限る。）	一 種 二 種

一部を助ける 職に就いてい る職員で構成 される組織

十四の二 復興庁

組 織	復興庁設置法 (平成二十三 年法律第二百 十五号)第十 二条第一項に 規定する職又 は当該職のつ	官 職	審議官 参事官 企画官(人 事院の定 めるもの に限る。)	区 分	一種 二種
--------	--	--------	--	--------	----------

一部を助ける 職に就いてい る職員で構成 される組織

十三の二 復興庁

組 織	復興庁設置法 (平成二十三 年法律第二百 十五号)第十 二条第一項に 規定する職又 は当該職のつ	官 職	審議官 参事官 企画官(人 事院の定 めるもの に限る。)	区 分	一種 二種
--------	--	--------	--	--------	----------

4  
(略)

とする。

復興局			かさどる職務 の全部若しく は一部を助け る職に就いて いる職員で構 成される組織
参事官	次長	局長	
四種	二種	一種	

4  
(略)

とする。

復興局			かさどる職務 の全部若しく は一部を助け る職に就いて いる職員で構 成される組織
参事官	次長	局長	
四種	二種	一種	

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年●月●日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一―一七―一七六

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一〇三（略） 四 内閣府	別表第一（第一条関係） 一〇三（略） 四 内閣府

(略)	組織	(略)	組織	(略)	組織
(略)	官職	(略)	官職	(略)	官職
(略)	区分	(略)	区分	(略)	区分
(略)	総合海洋政策 推進事務局	(略)	参事官	(略)	北方対策本部
(略)		(略)	の定めるもの に限る。)	(略)	審議官
(略)		(略)		(略)	調査官(人事院 二種)
(略)	一種	(略)		(略)	一種

五・六 (略)

七 警察庁

(略)	組織	(略)	組織	(略)	組織
(略)	官職	(略)	官職	(略)	官職
(略)	区分	(略)	区分	(略)	区分

(略)	組織	(略)	組織	(略)	組織
(略)	官職	(略)	官職	(略)	官職
(略)	区分	(略)	区分	(略)	区分
(略)		(略)		(略)	北方対策本部
(略)		(略)	の定めるもの に限る。)	(略)	審議官
(略)		(略)		(略)	調査官(人事院 二種)
(略)		(略)		(略)	一種

五・六 (略)

七 警察庁

(略)	組織	(略)	組織	(略)	組織
(略)	官職	(略)	官職	(略)	官職
(略)	区分	(略)	区分	(略)	区分

組織 (略)	官職 (略)	区分 (略)	財務捜査・ 取調べ技術 研修研究セ ンター	
			(略)	所長 主任教授（人事 院の定めるも のに限る。）
			(略)	三種 四種

八〇三三七 (略)  
 三十八 国土交通省

組織 (略)	官職 (略)	区分 (略)	財務捜査研 修センター	
			(略)	所長 主任教授（人事 院の定めるも のに限る。）
			(略)	三種 四種 三種

八〇三三七 (略)  
 三十八 国土交通省

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

三十九〜四十五 (略)	(略)	北海道開発局						
	(略)	(略)	部長 部次長			次長		
	(略)	(略)	二種	つては	合にあ	める場	別に定	事院が
三十九〜四十五 (略)	(略)	北海道開発局						
	(略)	(略)	部長 部次長			次長		
	(略)	(略)	一種					

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年●月●日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―三〇―一一三

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(狭あい箇所内等検査作業手当)

第十七条 狭あい箇所内等検査作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

二 海上保安庁装備技術部又は管区海上保安本部船舶技術部若しくは警備救難部に所属する職員が行う船舶の建造の監督又は修繕の監督の業務のうち人事院が定める作業に従事したとき。

三 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(狭あい箇所内等検査作業手当)

第十七条 狭あい箇所内等検査作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

(新設)

二 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 
- 一 前項第一号及び第二号の作業 二百五十円
  - 二 前項第三号の作業 三百二十円

(災害応急作業等手当)

第十九条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千四百四十円）とする。

一 前項第一号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

- (1) 巡回監視 九百五十円
- (2) 応急作業等 千四百四十円

- 
- 一 前項第一号の作業 二百五十円
  - 二 前項第二号の作業 三百二十円

(災害応急作業等手当)

第十九条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）とする。

一 前項第一号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

- (1) 巡回監視 七百十円
  - (2) 応急作業等 千八十円
-

二 前項第二号の作業 千四百四十円

三 前項第三号の作業 千二百二十円

四 前項第四号の作業 九百五十円

五 前項第五号の作業 千四百四十円を超えな

い範囲内において、それぞれの作業に応じて  
人事院が定める額

3 (略)

(航空管制手当)

第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空  
局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若し  
くは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空  
交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大  
臣の定めるところにより航空交通管制技能証明

二 前項第二号の作業 千八十円

三 前項第三号の作業 八百四十円

四 前項第四号の作業 七百十円

五 前項第五号の作業 千八十円を超えない範

囲内において、それぞれの作業に応じて人事  
院が定める額

3 (略)

(航空管制手当)

第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空  
局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若し  
くは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空  
交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大  
臣の定めるところにより航空交通管制技能証明

---

書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運  
航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技  
能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務  
に従事したときに支給する。

一 (略)

二 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京  
空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務  
所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡  
空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事  
務所又は那覇空港事務所における進入管制業  
務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸  
誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として  
行うものに限る。）

---

書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運  
航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技  
能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務  
に従事したときに支給する。

一 (略)

二 新千歳空港事務所、函館空港事務所、仙台  
空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務  
所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島  
空港事務所、福岡空港事務所、長崎空港事務  
所、熊本空港事務所、大分空港事務所、鹿児  
島空港事務所又は那覇空港事務所における進  
入管制業務、ターミナル・レーダー管制業務  
又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を

---

三 前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）函館空港事務所、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視リーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四 （略）

五 新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡

主として行うものに限る。）

三 前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視リーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四 （略）

五 新千歳空港事務所、稚内空港事務所、大阪

空港事務所若しくは鹿児島空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対空援助業務

六〇九 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類		勤務官署		手当額
前項第	航空路	東京航空交通管制部	千四百八十円	
一号の	管制業	福岡航空交通管制部	千三百円	
業務	務			

空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所若しくは那覇空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対空援助業務

六〇九 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類		勤務官署		手当額
前項第一号の	業務	東京航空交通管制部	千三百八十円	
		その他の航空交通管制部	八百四十円	



(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

3 (略)

(船員作業手当)

第三十一条の二 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級	三千九百八十
海事職俸給表(一)六級以上の級	円
教育職俸給表(一)四級以上の級	

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

3 (略)

(船員作業手当)

第三十一条の二 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級	三千九百八十
海事職俸給表(一)六級以上の級	円
(新設)	

医療職俸給表(一)四級以上の級	
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級	三千八十円
海事職俸給表(一)五級及び四級 海事職俸給表(二)六級 教育職俸給表(一)三級及び二級 医療職俸給表(一)三級及び二級 公安職俸給表(二)三級 海事職俸給表(一)三級 海事職俸給表(二)五級 教育職俸給表(一)一級 医療職俸給表(一)一級	二千五百七十円
(略)	(略)

医療職俸給表(一)四級以上の級	
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級	三千八十円
海事職俸給表(一)五級及び四級 海事職俸給表(二)六級 (新設) 医療職俸給表(一)三級及び二級 公安職俸給表(二)三級 海事職俸給表(一)三級 海事職俸給表(二)五級 (新設) 医療職俸給表(一)一級	二千五百七十円
(略)	(略)

(併給禁止)

第三十二条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当

爆発物取扱等作業手当

(併給禁止)

第三十二条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当

爆発物取扱等作業手当

(略)	
(略)	<p>狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第三号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）</p>
(略)	
(略)	<p>狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第二号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三〇の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年●月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―五四―一二

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（新設）</p>

十七年法律第九十三号) 第二条第一項に規定する在外職員に対する前項の規定の適用については、同項中「規則九―八九(单身赴任手当) 第五条第二項に該当する職員」とあるのは、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号) 第六条第七項第三号に該当する職員」とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―五五―一五六

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条―第四条関係）	別表第一（第一条―第四条関係）

一 一年を通じて特地勤務手当が支給される特

地官署

				北海道	府県	都道
				(略)	所在地	
				(略)	官署	
				二級地	期間)	級別
				二級地	以外の	区分
					期)	区分
						級別

一 一年を通じて特地勤務手当が支給される特

地官署

				北海道	府県	都道
				(略)	所在地	
				(略)	官署	
				二級地	期間)	級別
				二級地	以外の	区分
					期)	区分
						級別

(削る)	(略)	(略)	字金山	富良野町	空知郡南
(削る)	(略)	(略)	知川河川	建設部空	札幌開発
	一級地		事務所金		
	二級地		山ダム管		
			理支所		

字金山	富良野町	空知郡南	(略)	(略)	(新設)
知川河川	建設部空	札幌開発	(略)	(略)	(新設)
事務所金			一級地		
山ダム管			二級地		

(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	
(略)	

備考 (略)

二 (略)

別表第二(第四条関係)

一 一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が

支給される準特地官署

福島県	(略)	都道	府県
双葉郡双葉町大字	(略)	所在地	
福島復興局福島復興	(略)	官署	

(略)	
(略)	(略)
(略)	(略) 理支所
(略)	
(略)	

備考 (略)

二 (略)

別表第二(第四条関係)

一 一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が

支給される準特地官署

群馬県	(略)	都道	府県
利根郡片品村大字	(略)	所在地	
利根沼田森林管理	(略)	官署	

備考 (略)	(略)	群馬県	中野字高田一の一
	(略)	利根郡片品村大字 鎌田三九五二の七	興浜通りセンター
	(略)	署鎌田森林事務所	利根沼田森林管理

備考 (略)	(略)		
	(略)		鎌田三九五二の七
	(略)		署鎌田森林事務所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―一二三―四六

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（国の行政機関の内部部局）</p> <p>第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院</p>	<p>（国の行政機関の内部部局）</p> <p>第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院</p>

規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一〇十一 (略)

十二 サイバー通信情報監理委員会事務局

十三〇四十七 (略)

規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一〇十一 (略)

(新設)

十二〇四十六 (略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一一一一一六

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(管理監督職に含まれる官職)</p> <p>第二条 法第八十一条の二第一項に規定する給与</p>	<p>(管理監督職に含まれる官職)</p> <p>第二条 法第八十一条の二第一項に規定する給与</p>

---

法第十条の二第一項に規定する官職（以下この条において「俸給の特別調整額支給官職」という。）に準ずる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一〇六（略）

六の二 地方厚生局、地方厚生支局又は地方麻薬取締支所の課長に準ずる官職として人事院が定める官職

七〇九（略）

九の二 原子力規制庁の内部部局の統括技術研究調査官

一〇十六（略）

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

---

法第十条の二第一項に規定する官職（以下この条において「俸給の特別調整額支給官職」という。）に準ずる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一〇六（略）

（新設）

七〇九（略）

（新設）

一〇十六（略）

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

---

第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

- 一 管区行政評価局等の特定管理監督職群 管区行政評価局の部長、地域総括評価官、主任業務管理官、主任行政相談官及び評価監視官並びに沖縄行政評価事務所の所長並びに行政評価支局の総務行政相談管理官、地域総括評価官、部長、主任業務管理官、主任行政相談官及び評価監視官並びに行政評価事務所の所長及び評価監視官（東京行政評価事務所又は神奈川行政評価事務所に置かれる官職に限

第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

- 一 管区行政評価局等の特定管理監督職群 管区行政評価局の部長、地域総括評価官、主任業務管理官及び主任行政相談官並びに沖縄行政評価事務所の所長並びに行政評価支局の総務行政相談管理官、地域総括評価官、部長、主任業務管理官及び主任行政相談官並びに行政評価事務所の所長

る。

二〇十二  
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

二〇十二  
(略)